

認定日本語教育機関への支援について(案)

- ・日本語教育推進法附則第2条では、「日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方」が検討事項として掲げられている。
- ・類型「留学」「就労」「生活」認定機関に対する支援としては、具体的には、以下のような支援策が考えられる。

◆支援(案)

※なお、以下の施策の実施に当たっては財務当局との調整等が必要であるため、現時点において実施が確約されるものではない。


①認定機関に配置された公認日本語教師に対する研修機会の充実

- 認定機関に配置された公認日本語教師が最新の知識技能を身に付け資質・能力の維持・向上を図れるようにするため、文化庁において研修コンテンツを開発、提供するなど、研修機会の充実を図る。
- 公認日本語教師が多様な活動分野で活躍できるよう、キャリアパスにつながる研修コンテンツを開発、提供する。

 認定日本語教育機関の教育水準の向上

②認定機関の情報の見える化

- 国内外の日本語学習者または自治体・企業等が認定日本語教育機関の基本的な情報、教育内容、教育環境、教育成果等の情報を効率的に検索できるよう、文化庁において、認定機関に係る情報を整理・公表する。

 日本語学習を強力に推進するとともに、国内外の学習者や企業等が、必要とする日本語学習機会を適切に選択できるようになる

③その他の支援

例)・優良日本語教育機関評価制度の検討

- ・類型「生活」認定日本語教育機関の整備を行う都道府県等に対する費用支援 など